

安 全 の 手 引 き

2025年3月
在オーストリア日本国大使館

目 次

I	はじめに	1
II	安全・防犯対策	2
1	基本的な心構え	2
(1)	心構えと留意点	2
(2)	在留届と「たびレジ」	2
(3)	緊急連絡先の把握	3
(4)	情報収集	3
2	オーストリアにおける犯罪発生状況	3
3	防犯のための具体的注意事項・対策等	4
(1)	住居関係	4
(2)	外出時	6
ア	スリ・置き引き	6
イ	偽警察官等のトリック詐欺	8
ウ	ATMを利用したクレジットカード等のスキミング	9
エ	性犯罪	9
オ	自動車盗・車上荒らし、パンクを知らせるふりをした窃盗	9
4	自動車運転・自転車運転	10
5	電話による脅迫・嫌がらせ	12
6	サイバー犯罪	13
7	テロ対策	13
8	爆弾脅迫電話	15
9	誘拐	16
10	原発事故対策	16
11	緊急時の連絡先	17
III	緊急事態対処マニュアル	19
1	平素の準備と心構え	19
2	緊急時の行動	19
3	緊急事態に備えてのチェックリスト（非常持ち出し品）	20

I はじめに

オーストリアはヨーロッパ諸国の中でも比較的安全な治安状況にあると言われていますが、強盗、窃盗、車上狙い、空き巣及び詐欺等の犯罪が多数発生しています。これら犯罪の発生要因は種々ありますが、予め防犯意識をもって行動していれば被害を未然に防止できたと思われるものもあります。また、日本で生活していた時と同じ感覚のままで生活・滞在していると油断が生じやすくなり、こうした隙を狙って事件や事故が発生することもあります。このため「海外に滞在している」ことに留意して、日頃から防犯意識をもって行動する必要があります。

また、近年シリア、チュニジアやバングラデシュにおいて日本人が殺害されるテロ事件や、これまで比較的安全とされていたヨーロッパ各国でも単独犯によるテロや一般市民が多く集まる場所（ソフトターゲット）を標的とした事件が相次いで発生しています。オーストリアにおいても、2020年11月、ウィーン市中心部において銃撃テロ事件が発生し、外国人を含む20数名が死傷しました。最近では、ガザの情勢を受けてパレスチナを支持する勢力が欧州でも過激な行動を起こしています。このように、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロの発生が見られるほか、これらの主張に影響を受けた者による一匹狼形（ローンウルフ）等のテロ事件も発生しており、日本人・日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。このためこのような情勢を認識して、誘拐、脅迫、テロ等に遭わないよう、また、巻き込まれることのないよう、海外安全情報及び報道等により常に最新の治安・テロ情勢等の情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つと共に、状況に応じて十分な安全対策を講じる必要があります。

当館ではオーストリアに滞在・旅行される方の安全上の参考となるよう、これまで当館にいただいた事件・事故に関する報告や当地警察等からの情報等をもとに「安全の手引き」を作成しました。既にご承知の情報等もあるとは思いますが、この機会に改めてご一読いただき、この手引きが安全で楽しいオーストリア滞在の一助になれば幸いです。

【参考】

外務省では、外務省海外安全ホームページにおいて、各国・地域毎の安全情報を提供すると共に、海外安全お役立ち情報として各種の安全ガイド、海外安全パンフレット・資料等の情報を提供しています。本手引きとあわせてご活用ください。

外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

Ⅱ 安全・防犯対策

1 基本的な心構え

(1) 心構えと留意点

『自分と家族の安全は自分たちで守る』、『予防が最良の危機管理である』との意識をもち、行動にあたっては、『目立たない』、『行動を予知されない』、『用心を怠らない』という心構えをもった上で、以下のような点に留意してください。

ア 現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重する。

イ 危険と思われる場所、デモや集会には近づかない。夜間の外出は控える。

ウ 多額の現金、貴重品は持ち歩かない。また、人に見せない。

エ 見知らぬ人を安易に信用しない。

オ 薬物には絶対に手を出さない。

カ 現地生活の慣れに気を付ける。

キ 犯罪にあったら生命の安全を最優先する。

(2) 在留届と「たびレジ」

ア 在留届

在オーストリア日本国大使館では管内において大規模な事件・事故等が発生した場合、必要に応じて在留届をもとに皆様の住所や緊急連絡先を確認し、安否確認を行います。オーストリアに3か月以上滞在される方は、在オーストリア日本国大使館に「在留届」を提出してください。

在留届はインターネットによるオンライン提出（ORR ネット）の他、当館領事部窓口で直接提出いただくか郵送、Eメールで提出可能です。詳細は在オーストリア日本国大使館ホームページをご覧ください。

在留届：http://www.at.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyutodoke.html

イ たびレジ

「たびレジ」は海外旅行や海外に出張する際、外務省のホームページに開設されている「たびレジ」のサイトに旅行日程・滞在先・連絡先などを事前に登録しておく、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡が受け取れるシステムです。海外への渡航が3か月未満の旅行や出張の場合には「たびレジ」に登録をお願いします。

なお、現在海外にお住まいの方が旅行や出張で他の国に渡航される場合にも「たびレジ」をご利用いただけますので、是非ご活用ください。

「たびレジ」の詳細は外務省ホームページをご覧ください。

たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

ウ たびレジ簡易登録

旅行日程はまだ決まっていないが特定の国の海外安全情報等を入手したいという方や企業向けのサイトです。たびレジ簡易登録のサイトにおいてメールアドレスを登録して情報を入手したい国・地域を指定(複数指定可)すると、対象国・地域に関する最新の海外安全情報や在外公館が随時発出している緊急一斉通報を入手することができます。

(注) 「たびレジ簡易登録」に登録された方は、緊急事態が発生した際に在外公館が実施する安否確認サービスの対象とはなりませんので、実際に旅行・出張をされる場合には、「たびレジ」への登録をお願いします。

たびレジ簡易登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

(3) 緊急連絡先の把握

事件や事故が発生した際に慌てずに対応できるよう、警察、消防、当館、所属団体(会社等)、友人、日本の実家や親族等の連絡先をリストにして携帯したり、家族間で共有しておくことをお勧めします。また、旅行や出張で他の国に渡航される場合には、万が一に備えて日程と滞在先をご家族や会社等に残すようにしてください。

携帯電話で緊急連絡先等を管理している場合、携帯電話を紛失したり、充電が切れた場合には緊急連絡先等を確認出来なくなることから、携帯電話と併せて緊急連絡先等のリストを書面で管理することをお勧めします。

(4) 情報収集

ア 安全な生活を送るためには居住地の治安状況を常に把握しておくことが不可欠です。日頃から地元の新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のニュースに注意を払ってください。

イ 在オーストリア日本国大使館では、ホームページに安全情報を掲載している他、希望者に領事関連の情報(当地で発生した被害情報を含む)や各種イベント等の情報をまとめたメールマガジンを毎月配信しています。メールマガジンの配信を希望される方は、当館ホームページから配信のための登録を行ってください。

メールマガジン：http://www.at.emb-japan.go.jp/itpr_ja/mailmaga.html

ウ オーストリアを含めた世界各国・地域の安全情報については「外務省海外安全ホームページ」から情報を入手することが出来ます。

外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp>

2 オーストリアにおける犯罪発生状況

オーストリア内務省の発表によれば2023年の犯罪認知件数は528,010件であり、前年比で8%増加しています。主な犯罪として暴力犯罪(85,374件)、強盗(2,209件)、窃盗(58,897件)、空き巣(7,647件)でした。また、サイバー犯罪(65,864件)であり、前年比で9.4%増加し、過去最高を更新しました。当地警察も種々の取り組みにより各種犯罪の予防・検挙に一定の成果を上げていますが、油断することなく引き続き注意が必要です。

3 防犯のための具体的注意事項・対策等

(1) 住居関係

警報装置や空き巣防止ドア等は有効な防犯器具です。これに加えて日頃から近隣住人等と良好な関係を構築して連携することにより不審者が建物に近づきにくい・侵入しにくい環境をつくっておくことも重要です。

ア ポイント

(ア) 玄関扉や窓は確実に施錠する。

オートロック式の扉は扉が閉まれば(鍵をかけなくても)外から開けられないと思いがちですが、簡単な道具で開くタイプのものが存在します。このため扉を閉めたら必ず鍵をかけて確実に施錠してください。また、外出時は窓は開けたままの状態にせず(半開きも不可)、窓を完全に閉めた上で錠をかけてください。

(イ) 知らない人は家に入れない。

(ウ) 不在であることを教えない。

○玄関ドアに不在である旨を紙に書いて貼り出すことは絶対しない。

○ソーシャルメディアに旅行等で不在にしていることを公表しない。

○留守番電話の応答メッセージに不在である旨を録音しない。

○休暇等で家を不在にする場合には信頼のできる隣人や友人等に頼んで定期的にドアに掛けられる広告やチラシを取り除いたり、郵便ポストの郵便物を預かってもらう。また、家に異常がないかを定期的に点検してもらう。

○新聞等を定期購読している場合は購読を中断する。

○タイマー装置を利用して自動的に家の電灯やラジオをつける。

(エ) 隣人や近所の住民と協力して空き巣を防止する。

○エレベーターや郵便受けに落書きを見つけたら速やかに消す。(共同住宅等では、下調べをした犯人がエレベーターのパネルや郵便受けに子供の落書きに見せかけて各部屋の状況を書き込む等目印をつけることがあります。)

○時々隣人の土地を眺める。アパートでは階段周辺や共有スペースを見る。

○不審者を目撃したり、警報装置が鳴っているのを聞いた時は、隣人やアパートの管理人等と可能な限り連絡をとり情報を共有する。疑わしいと思ったら警察（１３３）に速やかに電話をする。

（オ）犯人や不審者を一人で捕まえようとしない（安全第一）。

○不審者を目撃したり、異常を感じたりしたら速やかに警察に通報する。

○犯人や不審者と鉢合わせしたら、身の安全最優先する。

○犯人等を目撃したら、服装・身長・髪の色・目立った特長・逃げた方向・逃げた時の車の車種などを可能な限り記憶して警察に通報する。

○犯人等の顔を凝視したり、撮影したりすることは危険であるので控える。

イ 器具等に関するアドバイス

（ア）電話

○非常事態が発生した際、警察等にすぐ連絡が取れるよう携帯電話を身近なところに置いておく。

○緊急用の電話番号（警察（１３３）消防署（１２２）救急車（１４４）等）を電話機に登録しておく。

（イ）庭用工具・家具（梯子、丈夫な箱、ベンチなど）

○侵入時の足場になる可能性があるので、使用しない時は外に放置せず、倉庫などに入れ鍵を掛けて保管する。

○排水パイプや避雷針をバルコニーや窓のそばに取り付けない。

（ウ）インターホン

知らない人が家に訪ねてきた時は、玄関の鍵を解錠する前に必ず誰がどのような用件で訪ねてきたのかを確認し不審点がある場合には扉を開けない。

最近では音声に加えて来訪者を画像で確認できるカメラ付インターホンも販売されているので、家主と相談して設置することも一案。

（エ）警報装置

家庭用警報装置も普及しており、警報装置と警備会社等への通報装置を組み合わせると非常事態への対応が迅速になる。なお、警報装置設置の際には誤報防止措置についても併せて検討する。

（オ）正面玄関の強化

（注：住居が賃貸物件の場合には貸主と相談した上で行ってください。）

○扉や錠等安全器具を購入する際は、「**Ö-NORM B5338**」のマークが貼られている製品を購入する。

注：「**Ö-NORM B5338**」のマークは、オーストリア政府が設けている規格品質管理に合格した製品であることを示しています。

○シリンダーと取っ手は両方が組になって初めて安全な機能を果たします。

○よい防犯扉の更なる基準

✓耐久性のある防犯扉とは、犯人が15分以上バールのような道具を使っても壊すことのできないもの。

✓推薦できる防犯扉は、「Ö-NORM B5338」マークのある製品で)強度レベル3～4(かなり高い防犯性で、最上級はレベル6)のもの。

○防犯扉を設置する場合には、ドア枠も強化ドア枠を設置する。

(カ) 業者によるドアの取り付け時、注意すべき事項等

○購入時に防犯ドアと説明しておきながら異なるドアを取り付ける業者もあるので注意する。

○ドア自体とドア板がうまくかみ合っているかを確認する。

(キ) 自転車

○自転車は可能な限り鍵のかかる部屋に駐輪する。長期間保管する場合には、ホイールとサドルを取り外す。

○屋外では、極力明るく、よく利用される場所に駐輪し、フレームと後輪を設置物に固定する。

(ク) 住宅防犯機器についてアドバイスが得られる窓口

ウィーン市警察では以下のとおり犯罪予防センターを設置し、防犯に関するアドバイスを無料で提供するとともに実際の防犯機器を展示しており、誰でも見学・相談が可能です。

Kriminalpolizeiliches Beratungszentrum Wien

住所：Andreasgasse 4、1070 Wien

電話：0800 216346 又は (01)31310 44938

メール：lpd-w-lka-ab-kriminalpraevention@polizei.gv.at

(2) 外出時

ア スリ・置き引き

観光地、人混みの中、地下鉄・電車・トラム等公共交通機関の中、駅・停車場、ショッピングセンターやレストラン(ホテルの朝食会場を含む)では特にスリや置き引き犯が活発に行動しているので注意する。スリ・置き引きは単独とは限らず、グループで行動して一人が被害者に声をかけて注意をそらしている間に他の者が貴重品を盗みとる例も多くあります。

(ア) 主な手口

○レストランやカフェで食事や会話に夢中になっている間に、足下や椅子に置いたバッグや椅子の背もたれにかけたバッグを置き引きする。

○ビュッフェ式レストランで椅子にバッグを置いて食事をとりに行っている間にバッグを置き引きする。

○空港でチェックイン手続き中、駅で乗車券を購入中、トイレ、あるいはホテルでチェックイン・チェックアウトの手続きの際、手荷物から目を離したり、

足下に手荷物を置いた一瞬を狙って置き引きする。

- お店で商品選びに夢中になっている時や、鞆を脇において商品を手に取っている間に貴重品を盗む。
- 支払い・免税手続等のためレジで財布やパスポートを鞆から出してカウンターに置いた際に置き引きする。
- お店で支払いの行列に並んでいる時に（後ろに並んだ人が）鞆から財布を盗む。
- 地下鉄等の車内で数名の集団に囲まれ時間等を尋ねられている間に鞆から貴重品を盗む。（鋭利な刃物で鞆を切って財布を盗む例もある。）
- 地下鉄やトラム等に乗車する際に後ろから押すと同時にズボンの後ろポケットや鞆から財布を盗む。
- 列車の車内で寝ている間や、車内で見知らぬ人に声をかけられ気を取られている隙に荷物を置き引きする（個室で寝ている際に盗まれる例もあり。）。また、網棚の上に置いた鞆を置き引きする。
- 観光地で写真撮影中に置いた荷物を置き引きする。
- 人混みの中で背中に背負ったリュックサックやショルダーバッグ等から貴重品を盗む。

（イ）犯罪に遭わないためのアドバイス

常に「警戒感」をもって周囲に対して注意を払うことが重要です。具体的な例としては以下のとおり。

- 周囲の状況に注意を払い、不審な人物が近づいてきたり（周囲が空いているにもかかわらず）、そばに立った場合には速やかに離れる。
- 財布には必要最小限の現金のみを入れ、大金を持ち歩かない。
- クレジットカードを持ち歩く際は必要最小限の枚数にとどめる。カードを盗まれた場合に使用停止の連絡ができるよう、カード会社の連絡先とカード番号は控えておく。暗証番号をメモする場合はクレジットカードと一緒に保管しない。
- 貴重品や多額の現金を持ち歩かざるを得ない場合には、ネックポーチやマネーベルトに入れて携行し人に見せない。
- パスポートや貴重品は分散して保管する。
- 人混みの中を移動する際や公共交通機関を利用する際は、バッグやリュックサックは開けられてもすぐにわかるように「体の前」に持つ。ショルダーバッグやポーチの場合はベルトをたすき掛けにして「体の前」に持ち、できるだけ鞆に手をかけておく。
- 鞆やハンドバッグ等は膝の上に置く等体から離さないようにし、足下に置いたり椅子の背もたれに掛けたり、隣の椅子に置く等目の届かないところに置

かない。また、椅子に置いたまま席を外さない。

- トートバッグやマグネット・ホックのように簡単に手を入れることができるバッグに貴重品や財布を入れない。
- 高級ブランドの鞆、宝飾品、スーツ等は使用しないようにする。（状況に応じた服装（身なり）をし、目立たないようにする。）
- 列車を利用する際は出発間際に犯人の一人が話しかけて注意をそらしている間に別の犯人が鞆を盗む手口等、一瞬の隙をついて鞆を盗まれる被害が多発しており、また、眠っている間の被害を防止するためにも貴重品やパスポートは直接身につけるようにする。また、貴重品の入った鞆は網棚に置かない。
- 見知らぬ人から食べ物や飲み物を勧められたら断る。（睡眠薬が入っている可能性がある）
- 路上や電車内等でスマートフォンを操作する際は意識がスマートフォンの操作に集中し周囲への警戒が疎かになりやすいので、周囲に気をつける。

イ 偽警察官等のトリック詐欺

警察官を装った詐欺やケチャップ強盗のようなトリック詐欺も過去に発生しているので、声をかけられても注意する。

（ア）主な手口

i ケチャップ強盗

すれ違いざまに服にアイスクリームやケチャップ、化粧品のファンデーション等をかけ、被害者の注意が服の汚れに向いている隙に財布や貴重品を盗む。（ケチャップをかける役、被害者を心配する役等複数名が連携して犯行に及ぶことが多い。）

ii 偽警察官

外国人観光客が道を尋ねてきた直後に警察官と自称する人物が麻薬捜査や偽札事件の捜査と称して所持品検査を求める。外国人観光客（サクラ役）が偽警察官の指示に従いパスポートや財布を提示し同じようにすることを求めてくるので財布等を提示すると、偽警察官は財布等を調べるふりをして現金やクレジットカードを盗む（携帯電話のような装置にクレジットカードを差し込みクレジットカードのデータを盗む例もあり）。また、クレジットカードについてはカードを盗むと同時に暗証番号を聞いてくる例が増加している。

（イ）対策

i ケチャップ強盗

路上でケチャップやアイスクリーム等をつけられるようなことがあったら（また、汚れが付いていると声をかけられたら）、怒ることなく、声をかけた人物を無視してその場を速やかに立ち去る。服の汚れが気になる場合

には、声をかけてきた人物から離れた上で、ホテルのロビー等人目のある場所に移動した上で確認する。

ii 偽警察官

偽警察官からパスポートや財布等の提示を求められたら、近くの警察署か日本大使館で対応する旨を伝え相手の要求に応じない。不審に思ったらその場で110（警察）に電話し、自ら本物の警察官を呼ぶ。また、クレジットカードの暗証番号は尋ねられても絶対に教えない。

ウ ATMを利用したクレジットカード等のスキミング

路上に設置されたATMに特殊な装置を仕掛けてクレジットカードやキャッシュ・カードの情報や暗証番号を盗むスキミングの被害が発生しています。

路上やショッピングセンターなど不特定多数の人が往来する場所に設置されたATMは無防備でスキミングの仕掛けが施されている可能性が高いことから利用は避け、可能な限り銀行内に設置されているATMを利用してください。また、カードの使用明細は定期的に確認し、身に覚えのない利用記録があった場合には速やかにカードを発行した銀行・カード会社に連絡し、警察にも被害を届け出てください。

エ 性犯罪

夜間、駅のトイレ等で女性が強姦される等の性犯罪が発生しています。人通りの少ない場所は昼間でも避け、夜間の外出時は十分に注意してください。

オ 自動車盗・車上荒らし、パンクを知らせるふりをした窃盗

自動車盗に加えて車上荒らしも多数発生しています。いずれの場合も人目につかないところに車を駐車しないことに加えて、自動車盗については安全対策装置を設置する等の対策を講じることが効果的です。また、車上荒らしについては「車の中に物を置かない」ことが重要です。

更に近年、駐車場等でパンクを知らせるふりをして、運転手を車外に呼び出した隙に車内から貴重品を盗んだり、運転手の注意を引いている間に反対側のドアを開けて貴重品を盗むという事件も発生しています。

(ア) 安全対策装置

安全対策装置には電気式と機械式があり、両者を併用すると効果的です。

i 機械式装置

機械式装置には、車のシフトノブに取り付けるギア固定装置、アクセルに取り付けるアクセル固定装置、ハンドルに取り付ける安全棒、タイヤに取り付ける錠及びペダルに取り付けるシリンダー式特別装置等があります。

ii 電気式装置

電気式装置とは車体や窓に異常な振動等を感知すると警報音を鳴らしたり、犯人が乗用車の電気回線を取り出して接続してもエンジンが始動しないようにする装置で、GPS等を用いた位置検索システムを搭載した装置もあります。最近のほとんどの新車にはイモビライザー（電子的な鍵の照合システム）及びアラーム式の防犯装置が取り付けられていますが、別途購入して取り付けることも可能です。

(イ) 被害を避けるための留意事項

- i 車は人目につかないところに駐車しない。
- ii 車を離れる際は鍵をつけたままにしない。短時間車を離れる場合でも鍵や安全対策装置を確実にかける。
- iii 窓、ドアは閉めて鍵をかける（オープンカーは天井を閉める）。
- iv 車内には貴重品を含めて物を置かない。
- v 予備の鍵を車内に隠しておかない。
- vi ヒッチハイカー等知らない人を乗せない。
- vii 駐車場等で近寄ってくる者には警戒し（基本的に相手にしない）、対応する場合には必ずドアをロックしたまま窓越しに対応する。

4 自動車運転・自転車運転

2023年、オーストリアでは交通事故の死亡者数が396名となり、前年度（369名）から増加傾向で推移しています。死亡者の主な内訳は、自動車乗員178人、貨物車乗員16人、自動二輪車運転手82人、歩行者49人、自転車運転者41人、eスクーター2人です。交通事故の主な原因は脇見運転、飲酒運転、スピードの出し過ぎ、優先標識の無視、急な車線変更・追い越し、車間距離が十分でないこと等です。

自動車を運転する際には、シートベルトを締め制限速度や交通法規を守り、夜間の繁華街やホイリゲ周辺を走る車両は飲酒運転車両と思って防衛運転を心掛けてください。また、車間距離をとらず車両が接近してくる場合は道を譲って先に行かせるようにしてください。見知らぬ土地での運転は特に慎重に行い、周囲の車両・信号・道路標識等に注意を払ってください。また、冬季は路面が凍結して滑りやすいので、急なハンドル操作を控える、スピードを抑える、車間距離をいつもより長めにとる、ブレーキを早めに掛ける等慎重な運転を心がけてください。

自動車を購入・登録する際には適用範囲・保証内容が十分な自動車保険に加入してください。また、レンタカーを利用する場合もレンタカーにかけられている自動車保険の内容を確認してください。

自転車は、自転車専用レーンがある場合には自転車専用レーンを走行し、専用レ

ーンがない場合には車道を走行します。路面状態の悪い道が多いこと、車と並走して走行することから自転車を利用する場合には注意してください。

(1) 道路走行時の注意事項

ア 飲酒運転

呼気中アルコール濃度が0.25mg以上又は血中アルコール濃度0.5プロミル以上で取り締まりの対象になるので、お酒を飲んだ時は運転をせず、タクシーや公共交通機関を使用する。

イ 市街地

- 市街地でもかなりのスピードを出す車に注意。
- 無理な追い越しや急な車線変更をする車に注意。

ウ 交差点

- 信号機のない交差点では、優先（右優先）車両が一時停止せずに交差点に侵入してきます。（注：交差点では特別に指示標識がない限り、右側から進入する車に優先権があります。指示標識がある場合には標識に従います。）

エ 横断歩道

- 信号のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしている時は必ず停車する。

オ 路面電車

- 路面電車には優先権があるので、常に路面電車に注意する。
- 路面電車が走行している道路では、路上駐車により道幅が思った以上に狭い道路もあります。
- 路面電車の乗降中は他の車両は停止する規則となっています。停車中の路面電車の側を通過する場合は、乗客の乗降にあわせて何時でも停止できるようスピードを抑えて運転する。

カ 緊急車両

2012年1月から、市街地・高速道を問わず緊急車両が後方から接近した際に一般車両が避けるべき方向が以下のように決められ、緊急車両の通行を妨害した場合、最大2、180ユーロの罰金が科せられるようになりました。

- 片側1車線の場合、右へ避ける。
- 片側2車線の場合、右レーンは右へ、左レーンは左へ避ける。
- 片側3車線以上の場合、最左翼レーンは左へ、それ以外は右へ避ける。

キ 自転車

- 視界に入りにくいいため注意が必要です（特に車の脇をすり抜ける自転車や、右折時（車の死角になるため）等）。
- 専用レーンがある場合は専用レーンを走行し、専用レーンがない場合は車道を走行する。
- 自転車走行を認める標識のある道路の中には、自動車の進行方向と逆方向に自転車走行が可能な道路もある。
- 自転車運転に対する取締りも行われており、信号無視・飲酒運転等では罰金が科せられることもある。

(2) 自動車運転・乗車に際しての義務

- ア 車に必ず救急箱、反射板付ベストと非常停止板を装備する。
- イ 乗員はシートベルトを着用する。
- ウ 運転中の携帯電話による通話は禁止（ハンズフリー装置は可）。
- エ 車外（駐車を許可された場所以外）で作業する時は反射板付ベストを着用する。
- オ 冬タイヤの装着期間（11月1日～4月15日）に、路面が積雪やアイスバーン等の冬季の状態になったときは冬タイヤを装着する。

（3）交通事故の場合

交通事故にあった場合、軽微な場合には「事故報告書（Unfallbericht）」（別添）に当事者双方で記入し、仮にけが人が発生した場合や重大事故の場合は警察（133）及び救急車（144）を呼ぶ。警察が事故に立ち会わない場合は、現場写真を撮り、可能な限り証人になってくれる人を探し名前と住所を確認しておく。事故報告書は保険会社に渡し保険の手続きを行う（警察が事故現場に立ち会った場合には警察の調書も入手する。）。

（参考：事故報告書は以下の ÖAMTC（オーストリア自動車クラブ（注：日本の JAF に相当）のホームページからダウンロードできます。また、事故報告書の書式はヨーロッパ内で統一されています。

<https://www.oeamtc.at/thema/panne-unfall/unfallbericht-immer-mit-dabei-17947828>

5 電話による脅迫・嫌がらせ

（1）脅迫・嫌がらせの主な手口

- 頻繁にかかる無言電話や名前を名乗らない一般的ないたずら電話。
- 深夜に電話を掛けてきて睡眠の邪魔をする。
- 爆弾脅迫電話で（学校関係などの）行事や催し物を妨害して不安に陥れる。
- セクシャル・ハラスメント
- 脅迫によって性的関係を強要する電話。
- いざこざや喧嘩、家族の問題に対しての脅迫電話。
- 子供を誘拐するなどしてお金を要求する脅迫電話。
- 罵倒する電話。

（2）留意事項

- 電話番号を安易に他人に教えない。
- 知らない相手からの電話に対しては、名前を含めた個人情報や家族、親戚及び隣人の生活習慣、外出時間等の情報を話さない。
- 無言電話を受けた場合には名前を名乗ったり挨拶もしない。
- 猥褻な電話を受けた場合はすぐに電話を切るか、防犯用ブザー等で警報を鳴らすようにする。
- 家族や親戚が誘拐に遭ったという電話がかかってきたら慌てずに相手の話を聞いた上で警察に連絡する。
- 警察官と名乗る者等が電話で個人情報等を照会してきても回答しない。このような場合には、相手の氏名・所属・肩書き、IDナンバー等を聞いた上で、電

話帳か電話案内から所属機関の代表電話番号を確認してこちらから電話をかけ、相手が実際に存在する組織・人物かを確認する。

- 留守番電話を使用する場合は、留守電のメッセージに名前、不在であること、不在の時間帯等を録音しない。
- 電話をとる際には電話番号の表示を見て誰から掛かってきたかを確認してから電話をとる。相手が不明な場合やいたずら電話を掛けてくる相手なら電話をとらない。

(3) 対策

- 脅迫や嫌がらせ電話の場合、内容により警察が速やかに対応した方が好ましい案件もあるので、個人で悩まずに警察に相談する。
- 頻繁に電話がかかるようになってくれば、電話のあった日時、電話を受けた場合にはその内容を可能な限り記録するようにする（証拠として記録する）。
- 留守電等で会話を録音できる場合には電話の内容を録音する。ただし録音内容を第三者に手渡すときは必ず弁護士に前もって相談する。
- 脅迫・誘拐対策については以下の外務省海外安全ホームページにも資料が掲載されていますので、こちらも参考にしてください。

外務省海外安全ホームページ：https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_04.html

6 サイバー犯罪

(1) 傾向等

近年インターネットを通じたサイバー犯罪の件数が急増しています。サイバー犯罪は不正サイトによる個人情報不正取得、詐欺、なりすまし、悪意のあるウィルスの伝搬等様々なものがあるので注意が必要です。

(2) 対策

- ウィルス対策ソフトを導入し、ウィルス情報を常に最新の状態にする。
- 知らない人からのメールや添付ファイルは開封しない。
- ブラウザを使用してインターネットを利用する場合、ブラウザのセキュリティー設定を安全な設定で使用する。
- 信頼できるウェブサイトのみ閲覧する。
- クレジットカード番号や暗証番号はパソコンにデータとして保存しない。
- サイト管理者等と名乗る者から暗証番号や個人情報について照会があっても教えない。
- プログラム等をダウンロードする際は、信頼できるプログラムか、信用できるサイトか等を確認した上でダウンロードする。
- パスワードは定期的に変更する。

7 テロ対策

- (1) 2014年9月、イスラム過激派組織 ISIL（イラク・レバントのイスラム国）は米国をはじめとする対 ISIL 連合による ISIL への攻撃を批判するとともに、欧米を含む世界のイスラム教徒に対して米国、フランス、オーストラリア、カナダをはじめとする対 ISIL 連合諸国の国民を攻撃するよう扇動する声明を発出し、その後 ISIL によるとみられるテロ事件が多数発生しています、2015年にはシリアやチュニジア、2016年にはバングラデシュにおいて日本人が殺害されるテロ事件が発生したほか、最近では、ガザの情勢を受けてパレスチナを支持する勢力が欧州でも過激な行動を起こしています。ISIL 等のイスラム過激派組織やこれらの主張に影響を受けている者によるとみられるテロがウィーンを含む欧州でも発生している状況を踏まえれば、日本人及び日本権益がテロを含む様々な事件に巻き込まれる危険があります。また、2023年10月、オーストリア政府は直近の中東情勢及びブリュッセルでのテロ事件等を踏まえ、テロ警戒レベルを「レベル4（危険度“高”）」に引き上げています（レベル4は「テロの危険が高まっており、具体的に危険な事態」）。最近では、テロ攻撃計画によってコンサートが中止される事案や刃物による殺傷事件も発生しています。このような情勢を十分に認識し、誘拐、脅迫、テロ等の不測の事態に巻き込まれることがないように、安全対策を講じる必要があります。

テロ事件の発生を予測することは困難ですが、テロ事件の発生場所、時間帯等には傾向があります。この傾向を踏まえて行動するだけでも事件に巻き込まれる可能性を低くすることができます。また、行動の仕方によっては被害を最小限に抑えることができます。

(2) 予防策

- 治安の悪い場所のみならず、テロの標的となりやすい場所（軍・警察・政府関係施設、外国関連施設（大使館等）、宗教施設等）には必要が無い限り近づかない。
- 用心を怠らず、目立たない。（直接の標的となることを避けるため服装や行動は目立たないようにする。）
- どのような場所でも非常口や避難ルートを意識しておく。
- 周囲の不審者・不審物に注意を払う。（大きな荷物、不自然な厚着、挙動不審等に注意する。）
- 不審な状況を察知したら直ぐにその場を離れる。
- 夜間・深夜の外出は控える。
- 現地の報道等を確認して最新の治安やテロ情勢等の情報を入手する。

(3) 対処法

- パニックにおちいらないように「冷静」になる。
- 爆発音や銃撃音等を聞いたならその場に伏せる（柱等頑丈な物の陰に隠れる）。
伏せた後に周囲の状況を確認した上で安全な場所に避難する。
- 事件現場周辺にいる場合には、事件現場に絶対に近づかない。周囲に注意しつつ事件現場から避難する（遠ざかる）。

- 事件に遭遇したら、当館に連絡する。
- 万が一、建物等の下敷きになった場合には、体力の温存を心がけ、有害物質を吸い込まないようにする。また、（テロリストが近くにいないと判断される場合には）パイプなど手近な物を叩き居場所を伝え助けを求める。

【参考】在オーストリア日本国大使館ホームページの安全・医療情報のページにおいて「テロの特徴と対処方法」をまとめた資料を掲載していますのでご活用ください。

「テロの特徴と対処方法」

http://www.at.emb-japan.go.jp/data/jp/tero_tokuchototaisho201602.pdf

8 爆弾脅迫電話

爆弾脅迫電話については以下に留意してください。

なお、爆弾テロ対策については外務省海外安全ホームページに資料を掲載しておりますので、こちらも参考にしてください。

外務省海外安全ホームページ：https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html

(1) 留意事項

- 可能な限り電話の相手に長く話させるようにする。
- 話の内容が理解できないようなふりをし、何回も質問したりもう一度言わせる等して可能な限り会話の内容を書き留める。

(2) 記録すべき事項

- 電話を受けた時間
- 電話の相手が男性か女性か、若いかな年配か（推定年齢）。
- 音声の状態：普段通りの声・叫んだ声・興奮した声。
- 言語：標準ドイツ語・方言・外国人の訛り。
- 背後の雑音：自動車の雑音等。
- どこに爆弾を仕掛けたか（※）
- いつ頃爆発予定か。
- 爆弾を仕掛けた目的
 - ※電話の相手が爆弾を仕掛けたとする建物や場所について詳しく知っているかどうか、会話の中でなるべく聞き出すことが重要。

(3) 望ましい対応

- 責任者は直ちに警察（1 3 3）に通報する。
- 責任者は速やかに全ての関係者に情報を伝達し、電話の内容を踏まえて必要に応じて避難を指示する。
- 関係者はそれぞれの担当範囲を見回り不審物の有無を確認する。不審物を見つけた場合には不審物のある場所を施錠した上で責任者に報告する。
- 不審人物を目撃した場合には責任者に報告する。
- 警察を呼んだ場合、担当者は警察を建物の前で待つ。
- 警察が来たらその場所や建物に詳しい人物を警察に同行させる。

9 誘拐

これまでオーストリアにおいて邦人の誘拐被害は発生していませんが、この種の犯罪はいつ発生するかわかりません。被害を防ぐための留意事項は以下のとおりです。

- (1) 勤務先や家庭の周辺、移動時に少しでも普段と違う点がないか注意する習慣をつける。
- (2) 一定の行動パターンを作らないようにする。(出勤、帰宅、外出時間がパターン化すると狙われやすくなるので、可能な限り時間帯や道順などを不規則にし、行動を予測しづらくする。)
- (3) 子供に対しては、日頃から安全対策について説明し、知らない人物に声をかけられてもついていけないこと、不審者を見たり不審なことがあればすぐに親に知らせること、自宅では来訪者や知らない人物からの電話に対して警戒し何か聞かれても答えないよう電話対応時の注意等を指導する。

脅迫・誘拐対策については外務省海外安全ホームページに資料を掲載しているので、参考にしてください。

外務省海外安全ホームページ：https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_04.html

10 原発事故対策

- (1) 現在オーストリアには原子力発電所はありませんが、隣国のドイツ、チェコ、スロバキア、ハンガリー及びスロベニアには原子力発電所が存在します。このためオーストリア政府は原発事故発生に備え次のような警報体制を構築しています。また、テレビ・ラジオなどにより事前に通知されますが、毎年10月の第一土曜日に訓練とシステム点検を目的とした災害警報をオーストリア全土で鳴らします。

- (2) 原発事故が発生した場合の警報体制

ア オーストリア国内において放射能汚染の危険が発生した場合、災害警報によって危険状態を国民に知らせる。また、24時間体制で全オーストリア36か所のモニターステーションからセンターに情報が集められ、テレビ局(ORF)から放射能汚染に関する情報が放送される。

イ 災害警報

災害警報は状況に応じて以下のようなパターンで発令されます。

警報： 危険の度合いが大きい場合、3分間一定のトーンの警報が発令。

警告： 危険が差し迫った場合、1分間高低のあるトーンの警報が発令。

警告解除： 1分間連続した一定のトーンの警報が発令。

- (3) 警報発令時にとるべき処置

災害警報が発令された場合、オーストリア政府は次のような処置をとるよう広報しています。

○ドアや窓を閉め粘着テープなどでしっかり密閉する。

○エアコンや換気装置は止める。

○地下室や窓のない部屋など防御された部屋に移動する。

- 普段から緊急事態用の飲料水の備蓄を行う。一日1人3リットルを目安として3日分は備蓄する。
- 警報解除の放送を聞いたら避難場所から出る。
- ラジオやテレビはつけたままにして常に最新の情報を入手する。

11 緊急時の連絡先

緊急時でも慌てることなく適切な対応が取れるよう警察、救急車、消防等の電話番号を一覧にして携帯することをお勧めします。

(1) 警察・救急等

警察 (Polizei)	1 3 3
救急車 (Rettung)	1 4 4
消防 (Feuerwehr)	1 2 2
緊急電話番号 (Euronotruf)	1 1 2 (注)

(注：救急車、消防、警察を呼ぶ必要があるような緊急時にEU加盟国で使える共通の電話番号です)

山岳救助	1 4 0
救急医 (Ärztefunkdienst)	1 4 1
薬局夜間休日案内 (Apothekennotdienst)	1 4 5 5
中毒センター (Vergiftungszentrale)	(0 1) 4 0 6 4 3 4 3
歯科医夜間休日案内	(0 1) 5 1 2 2 0 7 8 (注)
	(注：ウィーンのみ)
女性用ホットライン (Frauenotruf)	(0 1) 7 1 7 9
最寄りの警察署	0 5 9 1 3 3
警察 (事件の相談・告訴・通報等)	0 8 0 0 2 1 6 3 4 6
ガス漏れ (Notruf Gaswerke)	1 2 8
自動車故障サービス (自動車クラブ)	
ARBÖ	1 2 3
ÖAMTC	1 2 0
電話番号案内	1 1 8 8 7 7

クレジットカードの紛失

(注：携帯電話に対応しない番号もあるため、固定電話からかけてください。)

BANKOMAT	0 8 0 0 2 0 4 8 8 0 0
AMERICAN EXPRESS	(+ 4 4) 2 0 8 8 4 0 6 4 6 1 (*)
VISA	0 8 0 0 2 9 3 0 8 4 (*)
	(+ 1) 3 0 3 9 6 7 1 0 9 0 (注)

(注：国際電話オペレーターを通じてコレクトコール可能)

MASTER 0 8 0 0 2 1 8 2 3 5 (*)

JCB (+ 8 1) 4 2 2 4 0 8 1 2 2 (*)

(* : 日本で海外渡航者向けに案内されている番号)

(2) 在オーストリア日本国大使館

電話番号 : (0 1) 5 3 1 9 2 - 0 (代表)

住 所 : Hessgasse 6, 1010 Wien

大使館代表受付時間 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

領事部の窓口時間 : 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0、1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

(当館 (含、領事部) は別途指定する休館日を除き月から金まで開館)

(3) 緊急時の現地語 (ドイツ語)

「泥棒」 = ディープ ! (Dieb !)

「助けて」 = ヒルフェ ! (Hilfe !)

「救急車」 = レットウング ! (Rettung !) / アンブランツ ! (Ambulanz !)

「警察」 = ポリツァイ ! (Polizei !)

(注) 「警察を呼んでください」の場合は ルーフエン・ズィー・ポリツァイ !
(Rufen Sie Polizei!) と言ってください。

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

1 平素の準備と心構え

緊急事態が発生した場合に落ち着いて行動できるようにするため、日頃から以下のような措置を講じておくことをお勧めします。

(1) 連絡体制の整備

ア 緊急連絡網の整備

緊急事態が発生した時に備えて、自分の所属する組織（会社、学校等）において情報の伝達や安否確認を行うため緊急連絡網を整備しておく。

イ 在留届の提出

海外に3か月以上滞在する人は旅券法により、居住する地域を管轄する在外公館に在留届を提出することが義務づけられています。緊急事態発生時、在外公館では必要に応じ在留届を基に在留邦人と連絡を取ることもありますので、在留届の提出は自らの身を守るためにも重要です。

なお、在留届は当館領事部窓口で提出することもできますが、外務省又は当館ホームページにあるORRネットからオンライン提出することも可能です。

ウ 通信手段の確保

緊急事態発生に備えて平時から複数の連絡手段を検討し確保しておく。

(2) 治安情報の収集・活用

日頃から継続的に治安・安全情報を収集することは、危険を避ける上で重要です。地元のテレビ、ラジオ、新聞等の報道に留意し、デモ情報や各種犯罪の動向に注意する。

外務省及び当館では治安・安全に関わる情報をホームページを通じて提供しているので定期的に内容を確認する。

○外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○在オーストリア日本国大使館 http://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/

(3) 避難場所の検討等

万が一暴動等により非難せざるを得ない状況が発生した場合に備えて一時的に避難する避難場所や、最終的に避難するための緊急避難場所について、どこで（勤務先、通勤途上、自宅など）どのような事態に巻き込まれそうか幾つかのケースを想定して予め検討し、家族間で情報を共有しておく。また、非常事態が発生した場合の連絡手段の確保についても検討する。避難場所と当館の位置関係も確認しておき、道順についても幾つかのケースを想定して検討しておく。

2 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生、または、発生するかもしれない場合、平静を保ちデマや噂に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれることの無いよう注意する。

(2) 状況の把握（情報収集）

テレビ、ラジオ、インターネット等と共に短波ラジオ等あらゆる手段を活用し

て正確な情報の収集に努める。電話やインターネットが使えない場合には、J S T Vの日本語放送やNHKの海外向け放送（短波放送）で日本から情報を入手する。NHKの海外向け短波放送の情報を掲載したホームページは以下のとおり。

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/howto/>

(3) 国外への退避

- ア 万が一状況が悪化し、各自又は派遣先の会社等の判断により、あるいは当館の勧奨により自発的に帰国、もしくは第3国に退避する場合にはその旨を当館に連絡する。（状況により当館への通報が困難な場合は、日本の外務省（電話（代表）：0081-3-3580-3311）、又は、待避先に所在する日本の在外公館に通報する。）
- イ 当館が「退避勧告」を出した場合
 - 通常の航空便が運行している間は航空便を利用して可能な限り早急に国外に退避する。
 - 臨時便やチャーター便が手配される場合には当館の指示に従う。
- ウ 事態が切迫し当館より退避又は避難のための集結の指示が出た場合
 - 緊急避難先等を指定することがあるので当館の指示に従い行動する。

3 緊急事態に備えてのチェックリスト（非常持ち出し品）

(1) 全般

- ア 緊急事態の発生により避難しなければならない場合に備えて、非常持ち出し品をまとめて予め常備しておくことをお勧めします。非常持ち出し品については、最初に持ち出す一次持ち出し品と、その後の数日間を自活するための二次持ち出し品に分けて用意すれば状況に応じた持ち出しが可能となります。
- イ 主な非常持ち出し品のリストは別紙のとおりですが、各ご家庭の事情に応じて更に必要なものについて検討の上常備してください。

(2) 非常持ち出し品準備のポイント

- ア 非常持ち出し品は非常袋（家族の人数分）に入れて保管する。
非常持ち出し品の準備に家族全員が参加すれば防災意識が高まり、必要なものを入れ忘れることもありません。また、家族全員で分担して持つことにより一人あたりの重量も軽くできます。
- イ 非常袋の保管場所
いざというときに非常袋をすぐに持ち出せるよう、わかりやすくかつ取り出しやすい場所に保管する。
- ウ 定期的な中身の点検
半年に1回程度定期的の中身を点検し、水、食料品及び薬等については期限切れのものを入れ替え、電池については新しいものに交換する。

緊急事態に備えてのチェックリスト（非常持ち出し品）

確認	品名	備考
☐	旅券	・パスポートは常時6か月以上の有効期間があることを確認（6か月以下の場合には、大使館で旅券の切替え申請を行う。） ・旅券最終頁の「緊急連絡先」に情報記載。
☐	現地政府発行身分証明書	（滞在許可証や運転免許証）
☐	通帳類・証書類・印鑑・現金	・預貯金通帳、健康保険証等。 ・緊急連絡先を書いた紙もあると便利。 ・現金は紙幣だけでなく、硬貨も用意。
☐	携帯ラジオ （予備電池も）	・短波放送にも対応しているものがよい。
☐	懐中電灯・ろうそく （予備電池も）	・懐中電灯は頭に装着するヘッドライト型もあると両手を使うことができて便利。 ・ろうそくは太くて安定のよいもの。
☐	ヘルメット・防災ずきん、軍手（手袋）	・建物の落下物等から頭部を守る。 ・避難時には転倒等事故も多いことから用意。
☐	生活用品	・マッチ（ライター）、紙皿、紙コップ、箸又はスプーン・フォーク、ナイフ、缶切り、栓抜き、ティッシュ、おしぼり、ビニールシート、ガムテープ、アルミブランケット、マスク、歯ブラシ、携帯電話の充電器、筆記具等。 ・赤ちゃんがいる場合はほ乳瓶等も。
☐	衣類	・下着、上着、靴下、ハンカチ、タオルなど。 ・赤ちゃんがいる場合は紙おむつ等も。
☐	水	・3日分の場合、一人一日3リットルを目安として9リットル×人数程度。
☐	救急薬品・常備薬	・絆創膏、ガーゼ、包帯、三角巾、体温計、消毒薬、解熱剤、胃腸薬、風邪薬、鎮痛剤、目薬、マスク、とげ抜き等。 ・持病のある人は常備薬も忘れずに。
☐	非常用食料	・少なくとも3日分程度を用意。 ・火を通さなくても食べられるものが便利。 ・赤ちゃんがいる場合は粉ミルク等も。
☐	自動車の準備 （所有している場合のみ）	・自動車は日頃から整備しておく。 ・燃料は常時十分に入れておく。 ・車内には懐中電灯や地図を常備する。